

公募型プロポーザルを執行するので、次のとおり公告する。

令和8年3月18日

富谷市長 若生 裕俊

1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 令和8年度 市制施行10周年記念番組 移住・定住促進に向けた映像発信プロジェクト業務
- (2) 履行場所 富谷市 富谷坂松田 地内（富谷市役所）
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 概要 市制施行10周年を契機として、移住・定住促進に向けたPR映像作成及びプロモーションを企画・実施するもの。
- (5) 委託料上限額
6,499,900円（消費税及び地方消費税額を含む）
- (6) 支払条件 前払 なし 部分払 なし

2 参加資格に関する事項

- (1) 国又は地方公共団体より指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 富谷市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等に該当しない者であること。
- (4) 国税（法人税及び消費税）、都道府県税（法人都道府県民税及び地方消費税）、市町村税（法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がないこと。

3 手続等

(1) 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
受付担当課	企画部財政課	022-358-0619	〒981-3392 富谷市富谷坂松田30番地
業務担当課	市長公室	022-358-3151	

- (2) 参加表明書の取得方法
参加表明書類の取得は、5の表に示すとおりとする。
- (3) 設計図書等の閲覧等
当該業務に係る仕様書及び関係書類（以下「設計図書等」という。）は、閲覧に供する。
設計図書等の閲覧期間及び場所は、5の表に示すとおりとする。
- (4) 疑義事項について
 - ① 設計図書等について質問がある場合は、指定の質問書に記入の上、5の表に示す期間内に指定の場所に提出することができる。
 - ② 質問書に対する回答書は、5の表に示す期日に富谷市ホームページ上へ掲載する。

4 参加資格の確認等

(1) 申請書類

参加希望者は、次に掲げる書類（①については、3の(2)により配付する様式による。）を正1部提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- ① 参加表明書兼誓約書【様式1】
- ② 国税、都道府県税、市町村税の滞納がないことの証明書
- ③ 申請者の所在地及び名称を記載し、110円切手を貼付した返信用封筒1枚

(2) 参加申請書類の提出方法、提出期限及び提出場所

① 提出方法

持参または郵送（配達証明付郵便）による。

なお、封筒には「プロポーザル参加申請書類在中」と朱書きすること。

② 提出期限及び場所

5の表のとおりとする。

(3) 参加資格の有無については、5の表に示す期日に通知する。

(4) 参加資格者と認められなかった者は、その理由について書面で問い合わせをすることができる。

(5) (4)の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を財政課へ提出するものとする。

5 日程等

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所
設計図書等の閲覧及び参加表明書取得	期間 令和8年3月18日（水）から	富谷市ホームページ
質問の受付 （メールまたはFAXによる受付）	期間 令和8年 3月18日（水）から 令和8年 3月25日（水）まで	富谷市富谷坂松田30番地 富谷市役所 市長公室 メール： koushitsu@tomiya-city.miyagi.jp FAX：022-358-3545
質問に対する回答	期日 令和8年 4月 3日（金）	富谷市ホームページに掲載
参加表明書兼誓約書提出期限	期限 令和8年 4月 7日（火）まで 郵送の場合は同日到着分まで受付	郵送または持参 富谷市富谷坂松田30番地 富谷市役所 2階 企画部財政課
業者登録証発送	期日 令和8年 4月15日（水）	郵送による通知 不適合の場合のみ、事前に電話連絡します
企画提案書等の提出	期限 令和8年 4月24日（金） 午後3時まで	郵送又は持参（提出部数9部） 富谷市富谷坂松田30番地 富谷市役所 市長公室
一次審査 ※4者以上の場合のみ実施	期日 令和8年 4月27日（月）	富谷市富谷坂松田30番地 富谷市役所 市長公室
一次審査結果通知	期日 令和8年 5月 1日（金）	メールまたはFAX等による通知

二次審査 ※提案審査会(プレゼンテーション)予定日	令和8年 5月15日(金)	富谷市富谷坂松田30番地 富谷市役所 3階 305会議室
二次審査結果通知・公表予定日	期日 令和8年 5月20日(水)	郵送及び富谷市ホームページ掲載

(注) 上記の期間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定する国民の祝日を除く日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)とする。

6 失格条件

2に示す参加資格の条件を満たさなくなった者又は提出書類に虚偽の記載をした者。